

宍道湖

しんじこ

島根県松江市、出雲市



①朝焼けの宍道湖とマガンの群

[登録番号] 1556

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 7,652ha

[湿地のタイプ] Q:永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 5、6、7、8

湿地の概要

宍道湖は、島根県東部の斐伊川水系の下流部に位置し、中海を通じて日本海とつながる汽水湖である。その広さは7,910ヘクタールで、国内7番目の面積を有する湖である。水深は平均4.5m、最深部で6mである。

塩分濃度は、中海が海水の約2分の1であるのに比べて、約10分の1と薄い。同じ水系の同じ汽水湖だが、二つの湖にはそれぞれの特徴があり、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有する。

斐伊川上流部では、主要産業であった

「たたら製鉄」のため、山を切り崩して土砂を流し比重差により砂鉄を採取する「鉄穴流し」が盛んに行われていた。このため、下流域では大量の土砂により河床が高くなり、約400年前の洪水で、それまで日本海に注いでいた斐伊川は東に流れを変え、宍道湖は淡水に近い状態になった。その後も斐伊川から流入する大量の土砂で宍道湖西部の堆積が進行し、現在の出雲平野の景観を形成した。やがて、佐陀川の開削や大橋川の浚渫により再び宍道湖にも海水が入り込むようになり、低塩分の汽水湖となった。



②ヨシ群落

湿地にかかわる動植物

スズキ、モロゲエビ、ウナギ、アマサギ、シラウオなど、名産珍味の「宍道湖七珍」で知られるように、宍道湖は汽水湖魚介類の宝庫である。宍道湖で発見された日本固有種のシンジコハゼやヤマトシジミなど多様な汽水性種が生息しており、およそ80種が確認されている。なかでもヤマトシジミの漁獲量は日本一を誇っている。

宍道湖一帯では200種以上の鳥類が確認されている。ガンカモ類は、毎年2万羽を超える渡来があり、我が国有数の水鳥の飛来地である。東アジア個体群の1%を超えるキンクロハジロ、スズガモ、マガ

ンが毎冬飛来する。また、中海とともに我が国におけるコハクチョウ、マガンの集団越冬地の西限となっている。

【キンクロハジロ】全長約40cmの海ガモの仲間。オスは頭から背面、胸が黒く、脇から腹部は白い。頭の後ろに冠羽がある。ユーラシア大陸の北部で繁殖し、日本では北海道で少数が繁殖するが、多くは冬鳥として飛来する。宍道湖でもおもに冬鳥として秋から春にかけて見られる。



③キンクロハジロ(オス)

保全・管理の取組

宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善について、共通課題の認識と連携協働した取組の推進を図り、恵み豊かな宍道湖の再生と流域住民の良好な生活環境を育むことを目的として、2012年に宍道湖水環境改善協議会が設立された。「将来の宍道湖」をテーマにした絵画コンクールやヨシ刈り取り、宍道湖に流入する斐伊川上流部の住民との交流を行う上下流交流などの取組や、美しい宍道湖の自然環境を次世代に引き継ぐため、6月第2日曜

日に沿岸域で実施する一斉清掃などにより、水環境保全意識の醸成が図られている。

また、宍道湖西岸には、宍道湖・中海をはじめとする自然豊かな河川に生息する生き物を飼育展示する体験学習型水族館の県立宍道湖自然館ゴビウスや、宍道湖を一望できる野鳥観察舎がある多自然型公園の宍道湖グリーンパークがあり、情報発信や様々な活動をとおして、自然保護や環境教育等における地域の拠点となっている。



④宍道湖一斉清掃の様子



⑤宍道湖グリーンパーク



⑥夕日と嫁ヶ島

ワイズユースの取組

宍道湖の東端にある嫁ヶ島は、周囲240mの小さな平板な島だが、その後方に沈む夕日のシルエットは日本の夕日百選のひとつとして知られている。夕日が有名な宍道湖であるが、早朝のシジミ漁や、初冬湖面が霧に覆われる幻想的な景色など、時間や天候、季節ごとに多彩な風景が見られる。毎年夏に開催される「松江水郷祭」は、西日本最大級の湖上花火大会で、花火が暗い湖面に映え、多くの

観光客が訪れる。

宍道湖北岸にはサイクリングコースが整備され、カヌーやサップ、サバニなどのウォータースポーツ体験施設もあり、スポーツやレジャーの利用も盛んである。

また、全国でも有数のバードウォッチングポイントの斐伊川河口では、夕方、ねぐらの宍道湖湖心へ帰るマガンが空を埋め尽くす景色と地響きのような羽音を“体感”するツアーが催行されている。

関連自治体

松江市役所 ☎0852-55-5555 / 出雲市役所 ☎0853-21-2211 / 島根県庁 ☎0852-22-5111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

宍道湖(しんじこ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 一般社団法人出雲観光協会(①)、公益財団法人ホンザキグリーン財団(②③⑤)、松江市(④)、一般社団法人松江観光協会(⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03